

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「インターネットによる人権侵害」についてお伝えします。



あなたは大丈夫？
考えようインターネットと
人権

○リベンジポルノについて 児童ポルノについて

リベンジポルノ被害について

女子高校生Eは、SNSを通じて知りあったFと興味本位で会ったのをきっかけに、交際を始め、Fに裸の写真を撮影されました。その後、Eが別れたいと告げると、Fはそれを拒み続け、Eが交際を絶つと、Fは、腹いせにEの裸の写真をネット上に公開し、写真は瞬く間に拡散することとなりました。

児童ポルノについて

男子高校生Gは、ネット接続ができる携帯ゲームで親しくなった成人男性Hと会い、Hのマンションに招かれました。Gは、ゲームの話をしながら、Hから強い酒を飲まされ、泥酔している間に服を脱がされて、裸の動画を撮られました。その後、Hが児童ポルノの犯罪で摘発されたことを知りました。

○リベンジポルノは重大な 人権侵害であり、犯罪です。

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットに公表する行為の掲示板などに公表する行為（いわゆる「リベンジポルノ」）が多数発生しています。このような行為によって、被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

平成26年「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆるリベンジポルノ防止法が施行され、性的画像やネットに掲載される目的で第三者に渡す行為は、公表罪や公表目的提供罪に問われることとなりました。

※公表罪

第三者が撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然とした陳列した者

例・インターネットに公表、写真のばらまき行為など

↓3年以下の懲役 または50万円以下の罰金

※公表目的提供罪

公表させる目的で、特定の者に画像を提供する行為など

↓1年以下の懲役 または30万円以下の罰金

○ネットによる性的被害の きつかけとなるツールの 変化

青少年にとって深刻な人権侵害である性的被害のきつかけは、かつては、出会い系サイトが主なものでしたが、近年、より身近に感じられる、コミュニティサイト（SNS、無料通信アプリのIDを交換する掲示板など）に変化しています。

楽しいコミュニケーション手段であるはずのサイトやアプリですが、利用する際には、危険な犯罪に巻き込まれることはないか、注意を怠らないことが重要です。

※来月もインターネットによる人権侵害について、お伝えします。

村民みんな「ハートがたくさん
の村」をつくりましょう。